

亞爾然丁時報

古谷公使の謹話

大行天皇御崩御に際し
我が古谷公使は聞然として
往訪の本報記者に
向つて死の如き謹話をせ
られた。

吾等蒼生の常に御盛徳
を敬慕して止まらなかつた所の
陛下が御崩御あらせられた
との悲報に接して私は三千の
在留同胞と共にまじりごうから
御悼み申上げ奉るものであり
ます。

思ふに我日本帝國は明治大
帝の維新の宏謀に定められた
る開國進取の大方針に依
つて非常なる国力の發展を
果たし遂に世界列強と肩
を並べるに至つた次第であり
ます。然るに明治大帝の
御人物が餘りに御偉大であ
つたために世界列國の人々は此の
驚く可き日本の隆盛も明治
大帝の御登遐と共に一頓挫
をきたすのではなかつたかと言ひ
疑念をこへ有つたのでありまし

たか幸に大正の御代に至
つても御英明なる陛下
を奉戴して益々國威の
發揚を見たのであつて今
更陛下の高き御威徳

の程に感泣する次第であり
ます。私は大行天皇の御
即位式に際して大禮使典
儀官の職を辱うし陛下
より餘り速からざる場所
於て任務を遂行しために
親しく御勅語と拝聴す
るの光榮に浴して陛下の神
々しい御英姿並に朗らかに
在ります御声を拝して感
激に堪へなかつた事がありま
す。其勅語の中で今日迄
心に判然と感銘して居る
一節が御座います。即ち
可義に於て君臣たり、情に
於ては父子たりとの洵に有
難き御聖旨であります。

是れは我が皇室が二千五百
八十有餘年の昔より常に我
等臣民に垂れさせ給ふ御慈
愛であるけれ共陛下の御口
より直接に拝承し奉つた時
に自分は御深恩の余計さ
に感泣した次第であります
御踐祚後御榮忙の國務

と御徳覽あらせり殊に彼
の世界大戦當時深く御宸
襟を悩ませられたる御事と
拝察致します。

大戦中に於て英國皇帝が
陛下下に元帥號を御贈り
になりましてアーサーオブ
ノースフォークが元帥杖を奉
持して御來朝あられり際私
は特に同敷下接伴員御付
られたのでありましたが同敷下
が東京駅御着の御り陛下
には親しく御出迎え遊ばさ
れ各大臣と御紹介遊ばされ
たる光景並に元帥杖を受け
させ給ふ御儀式と近く拝
した事がありましたが其頃には
既に御健康と豫りて居らな
やうに拝されました。斯くの如
く陛下が御不快とも御厭
ひあらせられず親友國の殿
下御出迎へに出御あらせられ
たる事に依つても如何に國務
の爲めに御聖慮を悩ませ給
ふたかと言ふことが拝察され
洵に死に懼に堪へない處であ
ります。

今、陛下の御崩御に際し
て私は同胞諸君と共に哀悼
に堪へない次第であります
併し御崩御に際しては

更に御盛徳高く是つ知
慮に秀でさせ給ふ新らし
き陛下も御幸にふたつであ
りますから更に一層奮勵
して今日まで興隆し来たつた
國運を益々向上させて先帝
陛下並に今帝陛下の御
思召に副ひ奉る様覺悟せ
ふりければならぬと思ひます。

公使官邸に於て
在留民の弔意を
受くべし

先帝御崩御に就き哀悼
の意を表せらる、諸君のたの
来る三十日午後六時半より
全七時半迄の間は於て古谷
公使はオイギンス街一四四番
の官邸にて在留民諸君を受
けらる、由

列國の弔意

日本國皇帝崩御の報一た
び世界に傳るや英國皇帝と
始め一米國大統領其他列
國の元首より日本皇室へ宛
たる弔電引きもさうず
而して英國皇室に於ては特

に三週間の喪を發して日本國
陛下崩御のため深甚な哀
悼の意を表したと共に伊國
皇室に於ても十五日間の服喪
仰せ出された。

廿五日御崩御の公報に接したる
在留日本公使館は直に亞國政
府に此旨通達した處當國
政府は式部長と我が公使
館に派して弔意を述べらる
ありしと

ウルグアイ共和國大統領セラート
氏は日本皇室へ向け不取敢手
電を發したると夫又大葬當日
を期して同國軍艦並に砲台の
半旗掲揚せしめ正午より日没
まで十分間弔意を砲發射せし
むる事を夫れ此旨既布告した
り

御大葬は六週間後
東京電報の報する處によれ
ば陛下の御遺骸は廿六日葉
山より東京へ移し奉る事
が御大葬は約六週間の後諸
外國参列使の到着を待て
行はせらるべく、大葬準備
委員長に閑院宮殿下副
委員長に宮内大臣任承せら
れたりと

御大葬豫案

御大葬豫案は二百九十八万圓
と閣議に於て決し廿七日議會
の協賛を承る事ありと

御大葬豫案は二百九十八万圓
と閣議に於て決し廿七日議會
の協賛を承る事ありと

亞爾然丁時報

天皇陛下

山崩御

廿五日公使館着電によれば
天皇陛下には十二月廿五日
午前一時廿五分葉山御用
邸に於て山崩御あらせらる

今上陛下

御踐祚

天皇陛下崩御に付白皇太子
直に踐祚あらせられたるは
廿五日午前九時公使館に在り
着電あり。

踐祚に付廿五日午前三時
五分掌典長として賢所に祭
典を行はしめ白皇靈神殿に
報告せしめられ同時に葉山
御用邸に於て劔筒の儀と
行はせられたり。

昭和と改元と

先帝の崩御に依り十二月
廿五日以後は元號と改めて昭
和元年とせらる。

大葬の御日取

未だ決定せず

廿六日公使館着電に依れば
大喪儀の日取りは未だ御未
定に至らざる。

御益號も未定

先帝陛下の御益號は未だ
定らざる。皇室典範に依れば
天皇崩御に際し益號と
奉るまでは大行天皇と申上
る事の規定あり。

諒閣中の規定と

臣民の心得

廿五日より大喪儀の日迄半
旗の禮を執行すべし。

(一) 諒閣の期日は一ヶ月にて
之を三期に分ち第一期第二
期は各五十日 残り日数と
第三期とす。

大喪には白皇族、臣家共に
喪に服す(明治甲子年皇皇
喪令參照)

(三) 喪服は明治四十四年宮内
省告示第十号并に白皇

服喪規定に據る。

(四) 山崩御の当日及び翌日より
五日間並に大喪儀を行はせ
らる。當日は廢朝せらる。
廢朝中は囚人の服役と特
死の死刑執行及び歌舞音
曲を停止す

(五) 大喪中國旗を掲揚する
ときは竿球は黒布を以て之を
覆ふ旗竿の上部に黒布を
附す。

以上五項に亘る諒閣中の
規定は日本国内の規定に
て海外に在りては此規定に
準じ各自適宜の方法に依り
弔意を表するものとす

天皇山崩御と

在亞同胞社會

在亞日本人會は天皇山崩御に
際し會長並に幹事協
議の結果十二月廿七日宮内大
臣宛在留電を發した。

大行天皇山崩御の御悲報
に接し在留民一同悲憤の至り
に堪はず茲に謹んで哀悼の意
を表し奉る。御執奏を仰ぐ
在亞然丁日日本會日

本紙號外發行

先帝御容態御危険の報
傳はるや本社は社員一齊に絶
えん公使館の公報入電を聞
き合はしめ廿五日午前一時廿五分
山崩御の悲報に接するや直に
號外を發行して讀者に頒
布せり。

本紙臨時號發刊

本紙は去る廿五日を以て一九二六
年度の最終号よりしも先
帝山崩御に際し謹んで哀悼
の意を表し奉るため特に臨
時号を發刊することになつた

御山崩御と在亞公館

本社記者が廿七日日本公使館
を往訪すれば館員一同左腕に
黒布を纏ひて服喪し何と
も館内悲愴の空気が漲
つてゐた。更に古谷公使は暗然
としていと謹嚴なる口調を
以て別項の如き謹語せらる。

御山崩御と在留民

先帝山崩御の御容體御危険の報
より報一度当地外字新聞
に依り傳へらるや在留同胞
中には電話を以て本社に開合

せ来る人あり更に御山崩御と共に
服喪の方法(中には營業休止
すべきやし開合せ来る人もあり)

に就て開合せらる。同胞可成り
の救に達し腕に巾内に於て相
會する同胞には喪章を附せる
人もあり顔色に何となく悲みの
色が現はれて居る。

山崩御と日本野球團

吾々日本國民は諒閣中なれば日
本野球團は当然試合を中止すべき
なるも既に亞國野球リーグ戦
の日割決定せられて対外試合と
控へ居る事ふるを以て止むべく予
定の日割に依り試合を實行す
る由である。此際吾人の相心
て慎むべきは、試合當日野次りて
外人に我同胞の不謹愼を笑は
るゝが如きことなからん事あり

昭和元年十二月廿七日
發行所
亞爾然丁時報社
フエノスアイレス市
ウエノスアイレス街九八一番
電話七〇五一(カモジ)